

こどもまんなか社会実現事業
業務仕様書

1 業務名

こどもまんなか社会実現事業業務

2 業務の目的・概要

本市では、こども基本法に基づく新たな計画として、こどものこえを聴き、こどものしあわせをいちばんに考える「みんなでつくる“こどもまんなか”やおのまち」を基本理念とする「八尾市こども計画」（以下、「計画」という。）を策定したところである。本事業は、計画に基づき、こどものことをまんなかに据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども一人ひとりの声を聴き、その意見を施策に反映する取り組みを市全体で推進することをめざし、計画の策定過程で集めたこどもの意見をこども自身が企画・提案することで実現する事業（以下、「事業」という。）を実施し、こどものまちづくりへの参加を促すとともに、その取り組みを検証することで施策等へこどもの意見を反映する仕組みの提案を行うものである。

3 業務実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

業務内容は、次の（１）から（４）までとする。

なお、本仕様書が示す内容は、発注者が求める標準的な水準を示すものであり、このプロポーザルにおいて、より良い企画の提案等の追加を妨げるものではない。

（１）事業の実施

令和6年度集めたこどもの意見で多かった内容から「若者の居場所」・「ボール遊び」をテーマとして、事業を設定し、こども自身が企画・提案することで実現する事業を実施すること。なお、実施にあたり、こどもたちで構成されるプロジェクトチームを設置すること。

また、実施事業数は各テーマ1事業以上とし、事業に必要な費用は、業務委託金額の範囲内で実施すること。

・プロジェクトチームの設置

プロジェクトチームの参加者（以下、「参加者」という。）を募集する。参加者は、概ね高校生相当年齢から30歳未満までの者で、八尾市在住、在学、在勤のいずれかの者であることとし、参加趣旨が、対象者に届く効果的な広報手段で、参加者を募集し、決定すること。

なお、プロジェクトチーム数については、事業実施数と同数を設置することとする。また、「ボール遊び」をテーマとした事業には、実施の過程において、義務教育課程の参加者を加

えることとする。

また、参加者が未成年においては、個人情報の取り扱い等について、募集時に保護者の確認を必ずとることとする。

・事業実施の調整（コンサルティング）

プロジェクトチームにおいて、テーマをもとに実施する事業を設定し、参加者自身が企画・提案・実施することを基本とし、参加者が主体的に活動できるよう調整・支援を行うこと。（事業に必要な設備や場所の選定を含む）また、意見反映のサイクル（意見形成→意見表明→意見聴取→意見反映→フィードバック）を用い、参加者の主体的な参加につながるよう工夫すること。さらに、事業の実施等をこどもを含むすべての市民に広く発信すること。

なお、次のアからクまでのいずれかに該当すると認められるものは事業として認めない。

ア 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの

イ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの

ウ 現金給付又は施設整備を目的とするもの

エ 公序良俗に反するもの

オ 参加者の要件を満たさない者が実施するもの

カ 市の施策として既に存在していると認められるもの

キ 事業実施が不可能なもの

ク その他、市が行う事業としてふさわしくないもの

（２）まちづくり企画書等の作成

事業の実施後、参加者を含めて事業ごとの実施結果等を踏まえ、テーマごとのまちづくり提案に係る企画書を作成すること。提案内容については、市と調整のうえ、参加者が八尾のまちづくりへ参加した手ごたえを感じることができ、今後のまちづくり事業等の施策に活用できるような仕様とすること。

（３）事業報告会の実施

活動の振り返り後、参加者が取り組みを発信するための報告会を実施すること。報告会の実施については、対面での報告会が難しい場合、オンライン動画による配信も可能とする。オンラインで実施する場合は受注者にてオンライン環境等の準備を整えることとする。

（４）こどもの意見反映の仕組みの提案

・事業の検証

事業ごとの実施分析及び全体を通じてみえた傾向等についてまとめること。

・仕組みの提案

事業の検証や市の意見反映の取り組みをもとに、庁内を含む“オール八尾市”としてこどもの意見を施策や取り組みに取り入れるための仕組みや考え方を提案すること。

また、八尾市こども計画に定める「こどもまんなかやおのまち」の実現への進め方（ロジックモデル等）を作成すること。

5 実績報告書の提出

本業務完了後「実績報告書」を作成のうえ、電子データで発注者へ提出すること。

6 秘密の保持・情報提供及び個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の保護に関する法律の規定及び別添特記事項を遵守し、対象者の個人情報適正に収集し、保管及び使用しなければならない。

7 不当介入に対する措置（八尾市契約関係暴力団排除措置要綱）

- （１）受注者及び下請人等が契約履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、八尾市暴力団排除条例第９条第２項に基づき、速やかに市に報告するとともに、警察への届出をすること。
- （２）上記の報告義務を怠ったと認められるときは、指名停止措置を行うものとする。
- （３）受注者及び下請人等が（１）の不当介入を受け、（１）の規定に従い適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、履行期限の延長等の措置を講じることはできる。

8 再委託の禁止

受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

9 共通留意事項

- （１）本業務の趣旨・ない様を十分に理解し、業務全般の進行管理、調整管理を行う実施責任者を置くこと。委託期間を通して、発注者と緊密な連携・調整等を図り。本業務がスムーズに行われる体制を整備すること。
- （２）本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合は、発注者と受注者の協議調整のうえ、仕様を変更することも可能とする。
- （３）本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、注者と受注者の協議調整のうえ、決定するものとする。
- （４）本業務で使用する機器、事務用品等の調達、交通費、通信費、報償費、賃借料等の必要な費用については、委託金額に含む。
- （５）第三者の著作権、肖像権その他権利を侵害することがないよう必要な使用許可等を得ること。これらを怠った場合に生じる問題については、受注者は一切の責任を負うものとする。
- （６）業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、発注者と連絡調整しながら適正に履行すること。
- （７）成果物について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

- (8) 本業務の成果に関する権利は、全て発注者に帰属するものとする。
- (9) 発注者から業務改善を指摘された場合は、必要な措置をとり、その改善対策の報告をしなければならない。また、その経過及び改善対策方法の報告書を作成し、指定された期日までに提出すること。

別添

こどもまんなか社会実現事業支援業務委託に係る個人情報保護に関する特記事項

(個人情報の取扱い)

第1条 受注者は、この契約による委託業務（以下「委託業務」という。）に関連し、発注者から預託され、又は自ら取得した個人情報については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(再委託)

第2条 受注者は、委託業務を第三者に再委託する場合は、事前に発注者の承認を得るとともに、本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ、当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務付けなければならない。

2 前項の規定は、発注者の承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする（以下本特記事項において承認を得た再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先を「再委託先」という。）。

3 受注者は、第1項の承認を受けようとする場合には、あらかじめ発注者の指定する様式により作成した個人情報取扱業務の再委託に係る承認申請書を発注者に提出しなければならない。この場合において、発注者は、承認をする場合には、条件を付することができる。

(個人情報の利用及び第三者への提供)

第3条 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 発注者から預託され、又は自ら取得した個人情報を第三者（再委託先を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 発注者から預託され、又は自ら取得した個人情報について、発注者が示した利用目的（特に明示がない場合はこの契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

(安全確保の措置)

第4条 受注者は、委託業務において個人情報を取り扱う場合には、責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を発注者に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、契約内容の遵守状況及び委託先（再委託先を含む。）における個人情報の取扱い状況について、発注者に定期的に報告しなければならない。